

市川市教育委員会

学校教育部学校地域連携推進課

市川市放課後児童クラブ指定管理に関する  
サウンディング型市場調査実施要領

## 1 調査の目的等

### (1) 背景・目的

本市では現在、放課後保育クラブの管理運営について、民間事業者、各種法人（以下、「事業者等」という。）のノウハウやアイデアを活かし、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度により行っています。

今後の具体的な方針について検討する必要があることから、サウンディング型市場調査を実施します。

### (2) 期待される効果

「サウンディング型市場調査（以下、「調査」という。）」とは、事業実施の検討段階において、多様なノウハウやアイデアを持つ事業者等から広くご意見・ご提案をいただく「対話」を通して、市場性を把握する調査のことです。この調査を通してその内容や条件等について、より効果的な検討を行うことができ、行政課題の解決に繋がることが期待されます。

### (3) 事業者等のメリット

- ア 対話形式による聞き取りが中心となるため、資料作成等の事業者等の負担が少なく、機動的・簡便に参加することができます。
- イ 市の検討内容を確認できるため、早い段階から応募について検討することができます。
- ウ 本調査でご提案いただいた内容が実現性の高いものであれば、仕様書等に反映する可能性があります。

### (4) 市のメリット

- ア 市の考える募集条件に関して、市場性の有無を確認できます。
- イ 市の方針と事業者等のアイデアや提案内容をすり合わせることができ、仕様書をより具体的に検討を行うことができます。

## 2 スケジュール

1	実施要領の公表	1月23日（金曜日）
2	応募期間	1月23日（金曜日）～2月6日（金曜日） <u>正午</u>
3	仕様書の送付・アンケートの回答	2月上旬から中旬
4	対話実施日	2月下旬 <u>※希望事業者等のみ</u>
5	実施結果の公表	3月中旬

## 3 対象者

対象事業の事業主体となる意向を有する者または事業への参加を検討中の者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象から除外します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 現在、会社更生法又は民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- (3) 直近2年間の法人税、消費税、地方消費税、千葉県税及び市川市税の滞納がある者
- (4) 本市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外措置を受けている者。
- (5) 法人における役員が市川市暴力団排除条例において排除対象とされている場合
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人である場合

## 4 サウンディングの実施方法等

### (1) 調査の進め方

- ア 本サウンディング調査に応募していただいた事業者等に仕様書（案）及びWEBアンケートのURLを送付します。
- イ 直接対話の参加を希望する場合には、2月下旬に意見交換を行います。  
※ 参加者の知識・アイデアの保護及び平等性確保のため、対話は個別に実施します。

### (2) 実施結果の公表

- ア 実施結果について、概要を公表します。  
(参加事業者の名称は公表しません。)
- イ 参加事業者の具体的な知識やアイデア、詳細な提案内容は、知的財産保護の観点から公表しません。
- ウ 公表に当たっては、事前に参加者に内容の確認を行います。

## 5 事業者等と対話を行いたい内容

※ 以下に記載の内容は現在検討中の事項であり、サウンディング調査の結果等を踏まえ、変更する可能性があります。

(1) 自治体において、放課後保育クラブの指定管理の実績があるか。

(2) ブロック分けについて

支援員の安定した配置や、延長保育など地域のニーズに合わせた柔軟なサービスを提供できるよう、市内をブロックに分け指定管理者の指定を予定しています。

このことについて、各事業者等のご意見・ご提案をお願いします。

※ 1ブロック当たり定員1,400名程度、11施設から13施設（約35クラブ）、支援員数70名程度と想定していますが、市場において各事業者等が管理可能である適正な規模を確認します。

(3) 入所審査・保育料徴収について

現在は市職員が行っている入所審査・保育料徴収業務を指定管理者に権限を委譲する予定です。また、利用料金制を導入し指定管理者が保育料を收受するものとします。

このことについて、各事業者等のご意見・ご提案をお願いします。

(4) 朝の居場所づくり（見守り事業）について

小学校の始業前に子どもが安全・安心して過ごすことができる朝の居場所づくりについて、放課後保育クラブの施設、人員を活用したご意見・ご提案をお願いします。

(5) 放課後子ども教室と放課後保育クラブの一体型運営について

放課後子ども教室について、放課後保育クラブとの一体型運営に向けたご意見・ご提案をお願いします。

(6) 指定管理料の見積もりについて

予算の積算に必要であることから、指定管理料の見積もりをお願いします。

※ あくまで金額の目安を把握するものであり、募集における評価の対象とはなりません。

(7) その他

仕様書や募集条件等について、各事業者等からご意見・ご提案をお願いします。

## 6 施設の概要

### (1) 市川市放課後保育クラブと放課後子ども教室の状況

	放課後保育クラブ	放課後子ども教室
目的	保護者等が就労等により昼間家庭にいない小学生の放課後等において、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	授業の終了後に、子どもたちへの安全安心な居場所を確保し、遊びや体験学習等を実施することにより、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育むことを目的とする。
施設数	47施設 135クラス（令和7年10月時点）	39教室
対象	市内在住又市川市立小学校に在学している小学生で保護者及び同居者が以下の要件を満たしていること。 (1) 月に15日以上の就労及び、帰宅が15時以降である。 (2) 出産、疾病、障がい、通学、介護等により放課後、保育できない。	小学生 義務教育学校1～6年生
利用料金	保育料：8,000円 おやつ代：2,000円 ※減免制度あり	無料
開設日等	【開設日】月曜日～土曜日、長期休業日 【開設時間】 平日：放課後～18:30 土曜・長期休業日等：8:00～18:30 ※ 保護者の就労形態等により必要と認められる場合は、19:00まで	【開設日】月曜日～土曜日、長期休業日 【開設時間】 平日：放課後～17:00 土曜・長期休業日等：8:00～17:00
申込方法	放課後保育クラブ入所申請（オンライン・郵送） ※就労証明書等の書類が必要	登録制（オンライン・紙での提出）

## 7 手続き

### (1) 応募フォームへの入力

次のURL又はQRコードから回答フォームにアクセスしていただき、必要事項を入力してください。

(URL) <https://logoform.jp/f/AjBy4>

(QRコード)



応募期限

令和8年2月6日（金曜日）正午

## 8 留意事項

### (1) 資料の取り扱い

本調査にあたって市川市から提供する資料は、検討段階のものが含まれていることから、本サウンディング調査の目的にのみ使用してください。

また、市川市の書面による事前の承諾を得ずに、第三者にこれを開示しないよう留意してください。

### (2) 参加者の取扱い

本調査への参加の有無は、指定管理者募集における評価の対象とはなりません。

### (3) 費用負担

本調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

### (4) 追加対話への協力

本調査後も、参加者に対し必要に応じて追加の対話やアンケート等を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

## 9 問い合わせ先

市川市教育委員会学校教育部学校地域連携推進課

所在地 〒272-0023 市川市南八幡2-20-2

電話 047-704-0256